

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

柳川市

(都道府県: 福岡県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業					
区分	結婚新生活支援					
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)					
個別事業名	柳川市新婚世帯マイホーム取得支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続			
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	令和3	年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,400,000				円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>本市ではこれまで第2次柳川市総合計画に基づき少子化対策として「結婚サポートセンターの運営」や「結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援」、「不妊治療の負担軽減」、「住宅取得の支援」など行ってきた。しかし、全国的に少子化が進む中、本市でも未婚化により少子化が進んでおり、平成27年の国勢調査によると、25歳から39歳未満の男性の未婚率が51.7%、女性は40.3%となっている。少子化は人口減少に直結しており、本市の人口は2015年の国勢調査の67,777人から、全く施策を行わない場合、2040年には47,696人となることが予想され、少子化問題は本市にとって大きな課題の一つとなっている。</p> <p>また、国の調査によると、結婚を希望する人に対して、行政に実施してほしい取組として、「結婚や住宅に対する資金供与や補助支援」と回答された方が4割もいることから、柳川市においても、経済的理由により結婚に不安を抱えている方が一定数いることが推測され、結婚を希望する方にとって、その実現に向けた後押しを図っていくことが不可欠である。</p> <p>第2次柳川市総合計画において「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」を政策目標として掲げ少子化対策を行っており、施策目標として①遊んで学べる子育て応援、②結婚・出産応援、③手ごろな住まい応援、④就業や女性の再就職支援を掲げており、本事業は②③に位置づけられる。</p>					
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3					
	1. 概要 本市で住宅を取得した夫婦に30万円を交付					
	【補助対象要件】					
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 (例)夫婦の合計所得が●●●万円未満	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 (例)夫婦ともに婚姻日における年齢が●●歳以下の世帯	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。					
	一般コース	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 各費用に係る合計が30万円
		39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
	【その他独自要件】					
(1) 補助対象は、住宅取得のみとする。(住宅賃借費用及び引越費用は補助対象外)						
(2) 婚姻日から1年以内に住宅取得していること。						
(3) 当該住宅の所有権割合で5割以上を有していること。						
(4) 新婚世帯及びその世帯を構成する者いずれもが、本市での市税を滞納していないこと。						
(5) 新婚世帯が本市に定住する意思を持ち、当該住宅を自己の生活の本拠として居住し、当該居住地を住所と定め、本市の住民基本台帳に登録されていること。						
(6) 新婚世帯及びその世帯の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者が含まれていないこと。						
(7) 柳川市U-45マイホーム取得支援事業奨励金交付要綱(令和2年柳川市告示第34号)に基づく奨励金の交付決定を受けていないこと。						
(8) 要件緩和分(本交付金の対象外)については、一般財源で負担する。						
2. ①申請見込み世帯数	7		世帯			
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	4	世帯	左記以外	3 世帯	
【積算根拠】						
7件×30万円×2/3=1,400千円						
※なお、本市では、令和3年より事業を開始したため、令和4年度は事業の周知が浸透することで、件数の増加を見込んでいる。また、コロナ禍での婚姻数減少も多少落ち着くことを見込み、令和3年度見込世帯数+2件を見込む。						
令和3年度見込世帯数 5 世帯						

②継続補助の見込
対象経費支出予定額

1
300,000

世帯
円

3. 広報の実施予定

- ・市のホームページに掲載する。
- ・チラシを各庁舎や市内にある18のコミュニティセンター、市内不動産業者に配架する。
- ・市広報誌(12月)や結婚届提出窓口のモニター(4~10月)に掲載する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		出生数	人	422(令和6年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.47(令和2年)	
	婚姻件数	件	211(令和2年)	
	婚姻率	%	3.81(令和元年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	70	60
	新婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	33.3
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県が運営するメールマガジン(登録者:約10,000人)や県HPで広報を行う。 福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策協議会において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。 福岡県と圏域内の複数市町村が連携した広域的な出会いイベントの開催にあたって、イベントを企画するための情報提供、対象となる独身者の選定(どの企業・団体にするか)、募集チラシの周知(集客)、参加者募集企業に対する結婚新生活支援事業の周知及び市町村が実施する子育て世帯向け講座等の周知(開催も含む)、各市町村の地域資源の提供を行う。また、福岡県が取り組む高齢者による子育て支援推進事業において、マイスター人材やマイスターの活動先となる子育て支援施設の提供等を行う。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 不動産業者や引越業者に対し、チラシ配架等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 市内企業や団体等と連携し、企業従業員や団体職員に対して情報提供を行う。 			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。